

令和元年 第13回委員会会議録

1 開催年月日 令和元年6月20日(木)

2 開閉会時刻 開会：午前10時30分 閉会：午前11時39分

3 場 所 福岡市選挙管理委員室

4 出席委員 津田委員長，濱田委員長職務代理者，三原委員，石井委員

5 事務局職員 事務局長，選挙課長，庶務係長，選挙係長，書記2名

6 傍聴者 なし

7 議 題

(1) 議案

議案第27号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

(2) 報告事項

- ① 在外選挙人名簿登録者数について
- ② 参議院議員通常選挙の執行計画について
- ③ 参議院議員通常選挙の街頭啓発について

(3) その他

- ① 令和元年6月議会における質問について
- ② 次回以降の委員会の開催予定日時
 - ・令和元年7月3日(水) 午前10時30分
 - ・令和元年7月24日(水) 午前10時30分
 - ・令和元年8月5日(月) 午前10時30分

8 議事次第 (○：出席委員，▲：事務局職員)

(1) 議案

議案第27号について，事務局から説明を行い，審議の結果，出席委員の全会一致で可決された。

(2) 報告事項

報告事項①～③について，事務局から資料の説明・報告を行った。

(3) その他

- ① 6月議会における質問について，事務局から説明を行い，選挙運動用通常葉書へのインクの付着に関する質疑について，ビデオで確認した。

【質疑等】

- この問題で，選挙管理委員会に責任を問おうとする質問に終始していることに違和感を感じる。

これは選挙管理委員会の信頼を失うようなことではないと思う。郵便局

<p>の作業上の過失であり，それを選挙管理委員会に求めるのは完全に筋違いではないか。公職選挙法には一切抵触しないわけだから，それをもって選挙管理委員会の信頼性が失われるとか，管理責任が問われるというものではない。議員が議会でやる質問かなという感じがした。</p>
<p>選挙管理委員に直接意見を言いたいということだが，何のために選挙管理委員会でこのことを論議したのかといわざるを得ない。論議したうえで事務局長の答弁がある。</p>
<p>○ 郵便局でインクがついたというのは確かに過失ではあるが，あくまでも郵便局の責任の範囲なので，郵便局を選管が管理するものでもない。彼が求める管理責任というものはちょっと不明であるし，公表するほどの重大な問題でもないと思う。</p>
<p>○ （選挙管理委員会が）選挙期間中に動いたら，それは投票行動に影響する，調査や公表はできないと思う。</p>
<p>○ 選管はこういうことがあったと郵便局に抗議を申し込んだ。</p>
<p>○ 選管は，公職選挙法に抵触するものであれば，緊急でもやる。抛り所はそこしかないわけだから。感情で動くわけにはいかない。</p>
<p>○ 市政だよりに書くことではない。</p>
<p>○ 委員会への出席は必要ない。事務局で答えた以上のものはない。</p>
<p>○ これ以上の意見はない。</p>
<p>○ 事務局長の答弁に納得できないからといって，選挙管理委員に意見を求めるということは普通ないのではないか。</p>
<p>○ 公選法に触れる問題ではない。そのために意見を聞く必要は全くない。選管に落ち度はなく，誠意ある対応している。これ以上できない。認識の相違である。</p>
<p>○ 委員会としてはしっかり対応している。これ以上はできない。委員会でも取り上げて議論した。</p>
<p>○ 委員会で議論して代表して事務局長が答弁したのだから，それ以上でもそれ以下でもない。</p>
<p>○ 十分論議している。委員会に出席する必要はないことでいいか。 (異議なし)</p>
<p>○ （あらためて選管から郵便局に公表を求めることについては）文書をさらに出す必要はないと思う。選管がサポートするのはおかしい。</p>
<p>② 次回以降の委員会の開催日時は，資料記載のとおり決定した。</p>